

平成20年第1回由利本荘市議会定例会(3月)会議録

平成20年2月21日(木曜日)

議事日程第1号

平成20年2月21日(木曜日)午前10時開会

- 第1. 会議録署名議員の指名
第2. 会期決定
第3. 施政方針並びに提出議案の説明
議案第7号から議案第71号まで 65件
第4. 議案第7号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
第5. 先決を要する提出議案に対する質疑
第6. 先決を要する提出議案委員会付託(付託表は別紙のとおり)
第7. 委員長審査報告
第8. 議案第22号 由利橋迂回路橋設置事業仮橋設置工事請負契約の締結について
第9. 議案第23号 道路災害復旧工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

出席議員(27人)

1番 今野英元	2番 今野晃治	3番 佐々木勝二
4番 小杉良一	5番 田中昭子	6番 佐藤竹夫
7番 高橋和子	8番 渡部功	9番 佐々木慶治
10番 長沼久利	11番 大関嘉一	12番 本間明
13番 石川久	14番 佐藤勇	15番 佐藤實
16番 高橋信雄	17番 村上文男	18番 佐藤賢一
19番 伊藤順男	21番 佐藤譲司	22番 小松義嗣
24番 土田与七郎	25番 村上亨	26番 三浦秀雄
27番 齋藤栄一	28番 齋藤作圓	30番 井島市太郎

欠席議員(2人)

20番 鈴木和夫 23番 佐藤俊和

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘	副市長	鷹照賢隆
副市長	村上隆司	教育長	佐々田亨三
企業管理者	佐々木秀綱	理事	佐々木永吉
総務部長	渡部聖一	企画調整部長	中嶋豪
市民環境部長	鷹島恵一	福祉保健部長	齋藤隆一

農林水産部長	小松 秀穂	商工観光部長	藤原 秀一
建設部長	猿田 正好	教育次長	須田 高
消防長	中村 晴二	総務部次長 兼総務課長兼職員課長	小松 浩
財政課長	阿部 太津夫	企画調整課長	大庭 司

議会事務局職員出席者

局長	熊谷 正次	長	石川 隆夫
書記	鎌田 直人	書記	遠藤 正人
書記	阿部 徹	書記	石郷岡 孝

午前10時01分開会

議長（井島市太郎君） ただいまより、平成20年2月14日告示招集されました、平成20年第1回由利本荘市議会定例会を開会いたします。

20番鈴木和夫君、23番佐藤俊和君より欠席の届け出があります。

出席議員は27名であります。出席議員は定数に達しております。

この際、ご報告申し上げます。地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長の出席を求めています。

また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

なお、議長報告は、お手元に配付しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

さて、今議会にただいままで提出されました案件は、議案第7号から議案第71号までの65件、陳情第1号から陳情第9号までの9件であります。

諸般の報告は朗読を省略いたします。

議長（井島市太郎君） これより本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、会議録署名議員に、13番石川久君、14番佐藤勇君を指名いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会において、本日から3月19日までの28日間と定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの28日間と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第3、施政方針並びに提出議案の説明を行います。

議案第7号から議案第71号までの65件を一括上程し、市長の説明を求めます。柳田市

長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 今、第1回市議会定例会に平成20年度予算案を初め諸議案を提案するに当たり、市政運営の基本的な考え方を申し述べ、その所信を明らかにし、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成も早20年。大きな節目の年を迎えました。ことしの成人式は該当者全員が昭和生まれでそろそろ最後の成人式でありました。

次の年の平成元年には、東西冷戦の象徴だったベルリンの壁の崩壊や中国においての天安門事件の発生、我が国では初の消費税の導入など、世界的には大小問わず変革の予兆の見え隠れもありました。それから数年足らずしての我が国のバブル経済の破綻。まさに、青天のへきれきとはこのことかと、驚きと不安が交錯しました。それ以来、日本経済はすっかり長い冬の時代に閉ざされてしまったのであります。

一方、経済の立て直しに向け、改革・改善の名のもとに多くの人が職を失うなど、社会が再生のため、もがき苦しむさまは今思っても胸が痛みますが、苦しさに耐え抜く力の大切さをしみじみと感じたところでもあります。

今、時を経て、ようやく冬からかすかな春のにおいを感じられます。

しかし、地方自治体にとっては、格差という後遺症、いわゆる財政難を抱え込んだでの戦いが強いられております。

私はこうしたことにひるむことなく、未来に光を求め合って、「今、苦しくともあきらめなければ失敗ではない」を信念に、市民の信頼をいただきながら市政の運営に全力を尽くしてまいります。

昨年は、実に46年ぶりの秋田わか杉国体が開催されましたが、秋田県は総合優勝の栄に喜びました。私にとっては国体を盛り上げていただいた市民総ぐるみのご協力は、優勝に勝るとも劣らないうれしさでありました。

全国から来られた皆さんに真心を持って、その対応に「由利本荘市はすばらしいところでした」、また、「市民の皆さんの親切は忘れない」など、全国から多くの感謝の言葉が寄せられました。こうした市民がいることを市の誇りに思います。改めてご協力いただいた市民の皆様に感謝申し上げます。

「秋田わか杉国体開催まで、日沿道高速道路の開通を」と、議会の皆さんと一緒に長年にわたって要望を続けた高速道路であります。昨年、高速交通元年を迎えることができました。この開通に伴って波及効果として地域に新しい風と活気を運んでいただきました。特に、長い間要望し続けた本荘工業団地への企業誘致として、今、世界のTDKの工場建設が始まりました。建設工事現場では、毎日1,000人の人々が操業開始に向けて働いておりますが、とてもうれしくありがたいことです。

さらには、インフラ整備の進展に伴って既存企業群の活発化が進み、航空機産業への参画など目覚ましいものがあります。産・学・官の連携による「ミニシリコンバレーを目指して進もう、目標に進もう」との合い言葉に弾みがつきました。これを機に、さらに戦いに勝ち進む気概を高めたいものと思っております。

このためにも人材の育成が急務であります。うれしいことに昨年4月に実施された全国学力・学習状況調査で本市小中学生の学力が全国トップクラスになりました。県立

大学という、知の学び舎を有する本市にとっては、まことに喜ぶべきことであります。

私は、常々「教育は地域再生の漢方薬である」と信じ、自己の持つ潜在力を引き出すための教育の推進に努めてきたところでありますが、今回の出来事は大学という核を持つ学園都市としても心強いものを感じましたし、人材の育成をさらに推し進めるとともに、産・学・官の連携による「知を生み出す力」と「企業の発展する力」の創出に大きな期待を寄せております。

人材の育成に、時は待ってはくれません。それゆえに市の財政に厳しさがあったものの、3校同時建設を優先させていただいたことをご理解いただきたいと存じます。

さて、国は新年度予算において地方に配慮して地方交付税を3年ぶりに増額し、財政力格差是正のため4,000億円の地方再生対策費を創設するようであります。活性化対策にも配慮されておりますが、いずれも暫定的なものであり、景気が低迷し財政難にあえぐ地方にとっては深刻な厳しさが続きます。

合併して新市にとっては、厳しい状況にあるとは言いながらも誕生4年目を迎えます。人間に例えれば、4歳児は自分で考えながら行動し、おぼつかなくても行き先を決め一人で歩みを進めます。ましてや本市においては、希望のある未来に向けて進むことを誓い合っただけの合併でありましたから、これから真の自治体として、みずからの総合発展計画を見直し、再生の道を切り開き創成期を確固たるものにしなければなりません。

平成20年度においては、三位一体改革への対応、事務事業の合理化、持続できる財政基盤づくり、限られた財源での住民サービスの向上などを見据えながら、平成21年度から26年度までの6年間における投資的事業経費について、新たに策定する財政計画に基づき後期計画を策定します。

だれもが求める安全・安心で住みやすいまち、豊かな自然と豊かな田園のまち、若者の集うまち、コンパクトでありながらもインフラの整備されたまち、そして情報の共有など、これらを満たすために、今、CATVの整備を進めております。これまで申し上げております都市間競争に勝ち抜くための武器として最大限に活用できるものと信じており、平成20年度は矢島地域、本荘地域南内越地区、小友地区、子吉地区へのエリア拡大を図ってまいります。

同時に、全国の都市共通の課題である中心市街地の空洞化対策であります。コンパクトシティー構想のもと諸事業を実施することで再生を図り、学園と田園とが調和のとれたまちづくりを進めてまいります。

最近の景気の動向については、アメリカのサブプライム住宅ローン問題や原油価格の高騰に起因し、不安定傾向にあります。中でも身近なものとして光熱費の値上がりは消費者にとって大きな問題でありますだけに、市としては市民税非課税世帯等を対象に灯油購入費助成制度を設置し、1世帯当たり5,000円を助成したものであります。

また、食の安全については、今、世界の関心事として大きな課題となりつつあります。今こそ我が国の農業にとっては再生のチャンスであります。特に本市農業にとっては集落営農を母体として力の発揮が求められます。さらに、製造業として地元企業には、生産設備の増加が見られますことから、今吹き始めた風を敏感に、しかも確実にとらえ、本市が一体となって苦しみを喜びに変えられるよう飛躍しようではありませんか。

それでは、平成20年度の予算編成の方針と重点施策の概要について申し上げます。

国は、平成20年度予算について歳出改革を軌道に乗せる重要な予算と位置づけ、「経済財政改革に関する基本方針2007」に基づいて、引き続き、国・地方を問わず歳出全般において徹底した削減を行い、予算の重点化・効率化を行うとしております。

一方、地方財政は大幅な財源不足の状況にあり、今後も社会保障関係費の自然増が見込まれることに加えて公債費が高水準で推移し、将来の財政運営への圧迫が強く懸念されることから、国の歳出予算と歩調を合わせた歳出の見直しや定員の削減、地方単独事業の抑制など、地方財政計画の規模縮小が求められている状況であります。

こうした中、本市の財政状況は、18年度決算で実質公債費比率が地方債同意基準値を超えたため、県の指導のもと、財政の健全化に向けた公債費負担適正化計画を策定したところであり、安定的な財源を確保しつつ活力と安心の均衡を第一義的に考えながら協働の自治熟成と一体感の醸成に努めてまいります。

平成20年度予算は、公債費負担適正化計画に沿った具体的な取り組みの初年度であるとともに、決算では財政健全化判断比率の4指標に法的措置が適用されてまいります。

また、現行の会計制度に複式簿記・発生主義を取り入れた財務書類4表の情報開示が義務づけられることから、これまで以上に総合的な財政管理に努めてまいりたいと存じます。

次に、重点施策につきましては、由利本荘市総合発展計画における7つの施策の大綱ごとに申し上げます。

第1は「地域に開かれた住民自治のまちづくり」についてであります。

本市は面積においても広範な自治体でありますだけに、合併理念の一つである地域が一つに結び合う一体感を生むことが緊急かつ最重要となる課題であることから、平成18年度は由利本荘市歌と合わせ市の花・木・鳥を制定し、さらには19年度に市民憲章を制定したところであります。

市民憲章は、恵まれた自然との共生を図りながら、さらなる発展を願うとともに、郷土を愛し、みずからの手で明るく住みよいまちづくりを推進するための市民共通の指標にしようとするもので、これから各メディアを活用しながら積極的に啓蒙してまいります。

また、「さくら満開のまちづくり」については、平成19年度には「由利本荘市さくらマップ～さくら100景～」を作成し、さくら満開のまちづくり企画委員会と各地域協議会から意見をいただいております。

この財源といたしましては、新設が論議されている「ふるさと納税」を中心に活用すべく、本市出身企業経営者の方々などに趣旨を提案申し上げ広くご厚志をいただきたく存じております。

また、4月以降の開花時期に合わせ、この「さくらマップ」をホームページに掲載して市内外へ市の桜の名所を紹介するとともに、各委員会からの意見を組み入れながら構想の構築を目指します。

次に、第2の「活力とにぎわいのあるまちづくり」について申し上げます。

地域の基幹産業である農業の振興についてであります。食の安全・安心に対する期待感が急激に高まっていることを背景として、昨年新たに設立していただきました各集落営農組織に対しまして、さらなる経営基盤安定強化のための重点的な各種支援を行っ

てまいります。

また、森林などの豊かな自然を守りつつ、農地・水・環境保全向上対策の地域ぐるみでの共同活動を支援し、米政策改革の見直しを踏まえ、経営所得安定対策等の新たな支援対象となる担い手の育成を重点的に進めてまいります。

さらに、本地域が有する豊かな自然や文化等の地域資源を情報発信し、都市住民や団塊世代の呼び込みを図り、農林水産業の体験や地域間交流を実施するための体制整備を行うべく、新しい試みとして豊かな大地に暮らしてみよう支援事業によって本市の中山間地の振興を図ってまいります。

水田農業の主体となる稲作は、土づくり実証米のさらなる生産拡大を基盤とした由利本荘米ブランドの浸透を図るほか、畑作については鳥海りんどうに代表される地域品目の育成・生産振興を図ってまいります。

畜産振興につきましては、秋田由利牛のなお一層のブランド化を図るため、首都圏向けの取扱店の掘り起こしと肉質の統一を図る飼料供給について研究してまいります。

水産業の振興につきましては、引き続き、道川漁港、松ヶ崎漁港、西目漁港の整備を進めてまいります。

観光振興につきましては、韓国からの誘客を含めて体験型の観光推進に努めるとともに、魅力あるイベントの創出についても対応してまいります。

次に、第3は「健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり」について申し上げます。

子育て支援対策は本市の喫緊の課題であり、保育料の軽減や放課後児童クラブ、病後児保育、障害児保育、延長保育等の充実を図り、多様な就労形態に対応できる保育サービスの充実に努めます。さらに、次世代育成支援行動計画後期計画の策定に取り組むとともに、市立保育園の指定管理者制度移行に取り組んでまいります。

高齢者福祉対策につきましては、住み慣れた地域の中で適切な生活支援、介護予防サービスが受けられるよう総合的な支援体制の拡充に努めます。

また、家族介護手当の支給、緊急通報システムの貸与、長寿祝金の贈呈、敬老会の開催、老人クラブ等への助成など、積極的に地域活動に参加できる支援体制を継続実施いたします。さらに、市立老人福祉施設の指定管理者制度移行について検討してまいります。

障害者福祉対策としては、障害者福祉計画に基づき、計画の実現に一層努めてまいります。

健康づくり対策につきましては、平成20年度から医療制度改革に伴う健診制度変更への対応として、特定健診・特定保健指導等の実施体制を整備し、疾病の早期発見、生活習慣病予防に取り組むとともに、受診率の向上に努めてまいります。

自殺予防対策への取り組みといたしましては、講演会やシンポジウムの開催、心の健康づくりボランティアの育成等自殺予防の普及・啓蒙に努めるとともに、庁内の関係部署で構成するプロジェクトチームを設置し、心の健康づくり・自殺予防ネットワークと連携を図りながら総合的な予防対策に取り組んでまいります。

また、母子保健においては、こんにちは赤ちゃん事業を継続してまいります。

平成20年度は、乳幼児に係る患者負担軽減措置の拡大、医療保険者による特定健診の

実施、後期高齢者医療制度の創設などの医療制度改革が本格的に施行されますが、地域医療・救急医療につきましては、小児科、産科、精神科等で医師不足や偏在の状況にあり、県及び関係機関と緊密な連携を図り対応してまいります。

次に、第4の「恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり」について申し上げます。

本荘中央地区土地区画整理事業につきましては、引き続き、都市計画道路由利橋通線及び大町銀座通線沿線の家屋移転を行うとともに、電線類の地中化やガス水道の移設などの都市基盤整備を並行して推進いたします。

また、旧由利組合総合病院跡地への文化複合施設の建設に着手するほか、西目駅前広場整備など市街地の再生を図ってまいります。

上水道整備につきましては、由利本荘市水道事業第1次整備事業として、鳥海地域の猿倉地区において高度浄水場及びPC配水池建設工事に着手するほか、西目地域では配水幹線布設工事、鳥海及び本荘地域では老朽導・配水管の更新事業を実施いたします。

また、本荘工業団地への水道水の安定供給に向け、高度浄水場新設工事の調査設計業務委託を実施いたします。

一方、簡易水道事業につきましては、大内第三地区における羽広浄水場、配水池の建設及び配水管の整備と本荘地域松ヶ崎地区における芦川浄水場建設及び配水管布設、また、新規事業として亀田地区統合簡易水道施設整備事業に着手し簡易水道の統合を推進してまいります。

鳥海ダムにつきましては、一日も早く工事事務所への格上げについて、鳥海ダムの建設を促進する市民の会など関係団体と連携を取りながら、国・県に対して強く要望してまいります。

下水道の整備につきましては、汚水対策事業として本荘地域の石脇田尻・浜ノ町・大泉寺山地内の整備と内黒瀬地区の整備に着手してまいります。

農業集落排水事業につきましては、新たに大内地域中帳地区、本荘地域松ヶ崎第二地区の管路工事に着手いたします。

また、施設の老朽化の著しい由利地域五十土地区、久保田地区、川西地区と岩城地域道川地区の処理施設の改修並びに調査設計を行います。

ごみ処理対策につきましては、ごみの発生や排出抑制について取り組みを強化するとともに、地球温暖化防止対策についても市民に対し積極的に広報活動や情報提供を行い、循環型社会の形成に努めてまいります。

消防の広域化につきましては、消防業務のサービス向上と基盤強化を図るとともに、将来の消防救急無線のデジタル化を踏まえ、県の消防広域化推進計画に基づき、にかほ市と連携を取りながら平成24年度までの広域化実施に取り組んでまいります。

次に、第5の「豊かな心と文化を育むまちづくり」について申し上げます。

学校教育につきましては、地域から信頼と信託にふさわしい教育行政の確立を目指し、子供たちの豊かな成長と確かな学びを実現するための目標として、「人間性豊かで進取の気性に富む、たくましい子どもの育成」を掲げ、知・徳・体の調和のとれた教育を進めてまいります。とりわけ自分を大切にするとともに他を思いやり感謝する豊かな心を培い、家庭・地域と一体となった学校づくりを目指してまいります。

さらに、新規事業として図書館と各小中学校及び市教育機関などが連携し、読書活動を通して児童生徒の感受性や学力の向上を図る学力を高めるトライアングルプラン事業を実施してまいります。

学校施設の整備につきましては、西目小学校が本年秋までの、本荘南中学校と矢島中学校は平成20年度末までの完成を目指しており、他の学校施設についても計画的な整備に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、笹子公民館を2カ年事業として建てかえるなど、地域住民のさらなる学習意欲の向上を図ってまいります。

スポーツの振興につきましては、指導者の養成、情報や学習機会の提供、各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催など生涯スポーツの推進に努めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、各種芸術文化団体の育成・発展に努めるとともに、自主公演として本市出身の佐々木典夫氏が社長として活躍されておる劇団四季の「ユタと不思議な仲間たち」を開催してまいります。

文化財の調査・保護につきましては、特に鳥海山の文化遺産について調査・研究、記録保存を行うとともに、菖蒲崎貝塚の地質調査や開発行為に伴う埋蔵文化財発掘調査を実施してまいります。

また、世界的規模で人・物・情報・文化の交流が活発化しておりますので、国際化社会にふさわしい地域づくりのため、ハンガリー共和国と中華人民共和国などを中心として交流を継続実施してまいります。

第6は、「心ふれあう情報と交流のまちづくり」について申し上げます。

市内の各地域を相互に結ぶ道路網の整備は、国県道・市道を問わず市民生活や地域経済において重要な施策であります。このため、引き続き国や県に対し国道107号の「本荘道路」「大築地区」、国道108号の「前杉バイパス」「道仏坂工区」、地域高規格道路本荘大曲道路の整備促進など一般国道改良事業の推進と主要地方道及び一般県道の改良促進について強く要望してまいります。

さらに、各地域の市道改良整備及び道路維持補修についても鋭意実施するとともに、冬季交通確保対策として市除雪計画に基づき各地域の実情に配慮した除雪作業の実施など万全を期してまいります。

市民生活の足となる地域交通の確保につきましては、地域公共交通会議の充実を図るとともに、鳥海地域の路線バス廃止に伴う代替輸送を本格運行するなど利便性の向上に努めてまいります。

次に、高度情報通信基盤の整備についてであります。引き続きケーブルテレビ網を整備するとともに、平成20年度は矢島地域荒沢地区、由利地域南由利原地区及び大内地域羽広地区に携帯電話用の鉄塔を整備し、通信エリアの拡大と地域間の情報通信格差を是正してまいります。

最後に、第7の「行政改革による健全なまちづくり」について申し上げます。

今、地方自治体は国が定めた政策や制度に基づく執行主体から、みずから企画立案して実施していく自立自治体へと転換することが求められております。すなわち、自治体はその特性を生かしつつ、独自の発展を遂げることができるよう条件整備を進めることによって、活力ある地域づくりが可能となるものと考えております。

行財政改革の終極目標は、市民ニーズに基づく施策の展開を将来にわたって可能とする基盤づくりであり、行財政改革の推進に当たっては市民の視点に立った取り組みが重要であると認識しておりますが、本地域の実情に即した行政サービスの継続を可能とするためには、これまでの集中改革プランを見直し、関係機関や市民の意を取り入れつつ思い切った改革の断行が必要であると考えております。

そのため、市の組織機構とそれに基づく職員の配置及び施設の設置と運営のあり方について見直しを進め、簡素で効率的な組織機構への転換を図る必要があることから、平成20年度は本荘総合支所を廃止し振興課の業務を本庁へ包括するとともに、本荘、岩城、大内、鳥海各地域の出張所の改廃について住民の意見を十分に取り入れながら精査し、今後、対象地区や実施時期などを検討してまいります。

教育委員会の組織においても、各教育事務所を教育学習課へと改組し、あわせて公民館機能の充実について検討してまいります。

また、施設につきましても一部中止や冬期間の閉鎖等を実施し、特にスキー場等につきましては、その経営内容について市民参加の意向を伺っておりますので、それらの経緯を踏まえて検討してまいります。

施設の使用料についても受益者負担の原則に基づいて研究を進めてまいります。

私たちは、「3年前に、なぜ合併しなければならないのか、ならなかったのか」という根本的な要因を忘れることなく、一日も早く「豊かであり続ける国 日本」という過去の呪縛から、みずからを解き放たなければならないのではないのでしょうか。

今は、苦しい余裕のない行財政下にありながらも、希望のないところに発展はないことを心の支えとして、市民総ぐるみで創意と工夫と協働の精神により次代を担う子供たちに豊かな由利本荘市を引き継ぐため、今こそ最善の努力が求められていることから、新たな平成20年度を書き記すべく邁進してまいりますので、議員初め市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、除雪についてであります。ことしの冬は2月に入っても依然強い寒気が続き、平成18年度豪雪を思い出させる厳しい冬となっております。市では、堆積した雪の壁や路面の凍結が市民生活の支障にならないよう、交差点等の除排雪や融雪剤散布作業を主に実施し、交通の確保に努めております。ここ数日、沿岸部での降雪量は幾分落ちついてきたものの、山沿いの地域では時折の降雪による積雪の増加が見られ、また、今後の気象情報でも雪の予報が続いておりますので、引き続き車両や歩行者の安全確保のため適切な除排雪作業に努めてまいります。

本議会の補正予算にも除雪関係予算の補正を提案させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、昨年からは北を中心に流行している麻疹、いわゆるはしかであります。先般、麻しん対策緊急会議が開催され、県から今後、麻疹罹患者の全県的な拡大が懸念されるので、各市町村の予防対策を強化するよう要請を受けたところであります。

本市の緊急対策として、ワクチン未接種者への予防接種勧奨を行うとともに接種費用の一部を助成することといたしております。

次に、本市に示された平成20年産米の生産目標数量であります。昨年度より1,051

トン減の4万405トンとなり、農家への仮配分作業を行ったところであります。また、転作の拡大部分に対し、10アールにつき5万円を交付する国の地域水田農業活性化緊急対策事業であります。現在、農家周知と拡大面積の取りまとめを行っているところであります。

次に、新聞等で報道されております大量の漂着ポリ容器についてであります。由利本荘市沿岸にも漂着し、きのう現在で1,500個が確認されております。このため市では、秋田県と共同して調査、回収、処理に当たることといたしました。

漂着物によっては中に強酸性の液体が入っている可能性もあることから大変危険であり、沿岸地域における市民の方々に発見した場合は触れたりせず、市や県に連絡するようチラシ等により注意を呼びかけているところであります。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

このたびの第1回市議会定例会に提出いたしました案件は、人事案件1件、条例関係14件、予算関係36件、その他14件の計65件であります。

初めに、議案第7号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてあります。これは法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期満了に伴い、畠山楸氏を新任候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第8号由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の制定についてあります。これは平成20年度から実施される後期高齢者医療制度について、市が行う事務等を規定するための新たな条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第9号由利本荘市組織条例等の一部を改正する条例案であります。これは平成20年度において組織機構の改正を行うに当たり、関連する4つの条例の一部を改正するとともに条文の整理をしようとするものであります。

次に、議案第10号由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案であります。これは鳥海地域小川下笹子地区及び東由利地域黒淵地区に移動通信用鉄塔施設が整備されることに伴い、別表に施設名称等を追加しようとするものであります。

次に、議案第11号由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは臨時に雇用される職員及び非常勤職員の給与並びに報酬に関する規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第12号由利本荘市B & G海洋センター条例の一部を改正する条例案であります。これは大内地域、由利地域及び西目地域のB & G海洋センターのプール使用料を統一するため、別表を改正しようとするものであります。

次に、議案第13号由利本荘市簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案であります。これは大内第二簡易水道事業の完了に伴い、給水区域等を変更するため、別表を改正しようとするものであります。

次に、議案第14号由利本荘市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例案であります。これは信用保証協会が行う信用保証制度の仕組みが改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第15号由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例

案であります、これは岩城地域及び鳥海地域のコミュニティバス等の使用料を統一するため、別表を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号由利本荘市特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案であります、これは国における家畜導入事業が廃止されることに伴い、本市の特別導入事業基金の原資の一部である国庫金が減額することになることから、基金の額について条文を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号由利本荘市天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案であります、これは史跡保存伝承の里・天鷲村の入園料の一部を変更するに当たり、別表を改正しようとするものであります。

次に、議案第18号由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案であります、これは西目カントリーパークのテニスコート使用料を変更するに当たり、別表を改正しようとするものであります。

次に、議案第19号由利本荘市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案であります、これは公共下水道事業の進捗に伴い、新たに負担区を設定するに当たり、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第20号由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案であります、これは大内地域及び本荘地域に浄化槽施設を新たに14カ所設置したことに伴い、別表に施設名称等を追加しようとするものであります。

次に、議案第21号本荘市農業経営対策資金融資に関する条例を廃止する条例案であります、これは本年度において全市を対象とした融資事業を創設したことに伴い、由利本荘市発足時に暫定施行した条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第22号由利橋迂回路橋設置事業仮橋設置工事請負契約の締結についてであります、これは由利橋の架け替えに伴い、現橋上流側に橋長196.1メートル、幅8メートルの仮橋設置工事を行うものであり、この工事を株式会社浅沼組秋田営業所と契約締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第23号道路災害復旧工事請負契約の締結についてであります、これは平成18年12月に発生した市道山内畑村線の地すべり災害の復旧工事を行うものであり、この工事を村岡建設工業株式会社と契約締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、議案第22号及び議案第23号につきましては、円滑な事業推進を図るため、本日、議決をお願いするものであります。

次に、議案第24号由利本荘市立保育所をにかほ市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議についてであります、これはにかほ市から市立西目保育園への広域入所申し込みがあったことから、にかほ市と協議を行うに当たり、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第25号土地改良事業（館合新田地区）の施行についてであります、これは館合新田地区の農業用排水施設整備を実施するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第26号由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収についてであります、これは議案第25号の土地改良事業にかかわる経費の賦課基準並びにその徴収の時期など

について、由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第27号由利本荘市道路線の廃止について及び議案第28号由利本荘市道路線の認定についてであります。これは本荘中央地区土地区画整理事業及び開発行為に伴う路線の見直し並びに道路改良事業の完了に伴い、本荘地域の2路線を廃止し、新たに本荘地域15路線、岩城地域2路線、大内地域2路線及び東由利地域2路線を認定しようとするものであります。

次に、議案第29号由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは矢島スポーツ宿泊センター「ユースプラトール」の指定管理者について識見を有する外部委員も含めた指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者として株式会社鳥海高原ユースパークを指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第30号平成19年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計への繰入れについてであります。これは一般会計から休養宿泊施設運営特別会計への繰入限度額を2,000万円以内から3,700万円以内にしようとするものであり、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第31号から議案第35号までの5件は、平成20年度予算に係る各特別会計への繰り入れについてであります。いずれも一般会計から特別会計へ繰り入れを行うに当たり、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、各会計の補正予算についてであります。

初めに、議案第36号平成19年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）についてであります。全般にわたって各事業の年度末における精査や職員等の人件費及び各施設の維持管理・補修に係る経費などの補正が主なものであります。

主な内容として、議会費においては、事務費の精査により減額しようとするものであります。

総務費では、地域情報基盤整備事業及びケーブルテレビ施設整備事業など、工事費の確定に伴い減額しようとするのが主なものであります。

民生費では、国民健康保険特別会計繰出金及び生活保護費の実績見込み並びに介護保険事業の確定による広域分担金などを減額するほか、障害者施設訓練等支援費、保育所入所措置費など子育て支援事業費を増額しようとするものであります。

衛生費では、各種検診委託料及びごみ処理施設の管理費を減額するほか、はしか感染拡大防止として感染症予防対策費及び簡易水道事業特別会計への繰り出しを増額しようとするものであります。

なお、浄化槽設置事業については、申請者の浄化槽設置計画の変更などにより年度内設置ができないため、繰越明許費の設定をしようとするものであります。

農林水産業費では、秋田県が補助団体に直接助成を行うこととなった地域で創る水田農業支援事業補助金を減額するほか、ふるさと農道緊急整備事業及びゆり海岸再生事業など、精査による減額が主なものであります。

なお、平成19年度の農業経営基盤強化資金利子助成及び農地農業用施設災害復旧支援資金利子補給については、資金利用額が確定したことにより、また、地域水産物供給基盤整備事業において県営事業がゼロ国予算で施行されることに伴い、西目漁港整備事業

を年度内に発注することになったことから債務負担行為を追加しようとするものであります。

商工費では、中小企業融資斡旋資金事業や生活バス路線維持費補助金が確定したことにより増額しようとするものであります。観光施設管理費や観光基盤整備事業の精査により減額しようとするものであります。

土木費では、主に補助・交付金事業の精査による事業費などを減額するほか、除雪経費を増額しようとするものであります。

また、潟端及び本荘市街地地区まちづくり交付金、土地区画整理事業並びに街路事業については、関係者との用地及び補償交渉に不測の日数を要したことなどから繰越明許費の設定をしようとするものであります。

教育費については、西目小学校、本荘南中学校及び矢島中高連携校建設事業の工事請負費の確定による減額並びに秋田わか杉国体の終了に当たり、実行委員会会計の精算による補助金の減額が主なものであります。

災害復旧費では、各災害復旧における事業費の確定に伴い、減額しようとするものであります。

なお、林道施設災害復旧事業では、積雪等により年度内完成が困難となったこと、また、公共土木施設災害復旧事業では、山内畑村線地すべり災害復旧事業が県工事との調整により2月発注となること、さらには豪雨災害復旧事業において国庫負担金が追加配分となることなどから繰越明許費の設定をしようとするものであります。

歳入においては、市税や財産収入などについて確定見込み額を精査し、予備費において収支の調整を図ったものであります。

これらの補正額は8億7,566万1,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額を、それぞれ533億2,026万7,000円にしようとするものであります。

続いて、議案第37号から議案第52号までの16件について、各特別会計及び企業会計の補正予算であります。

議案第37号国民健康保険特別会計補正予算については、療養給付費及び予備費の増額が主なものであります。補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ96億4,507万5,000円にしようとするものであります。

議案第38号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算については、医薬材料費の増額を行うもので、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ1,173万5,000円にしようとするものであります。

議案第39号情報センター特別会計補正予算については、施設管理費の年度末精査による減額や一般会計繰出金の減額が主なもので、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ2億9,207万2,000円にしようとするものであります。

議案第40号地域情報化事業特別会計補正予算については、運営費の精査や積立金を増額するもので、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ1億1,272万7,000円にしようとするものであります。

議案第41号奨学資金特別会計補正予算については、貸付金の減額や予備費を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ8,769万3,000円にしようとするものであります。

議案第42号介護サービス事業特別会計補正予算については、鳥寿苑において財政調整

基金を積み立てるほか、各事業の年度末精査が主なもので、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ8億7,780万9,000円にしようとするものであります。

議案第43号下水道事業特別会計補正予算については、施設管理費や事業費の精査のほか公債費を増額するもので、補正後の歳入歳出予算総額を32億717万5,000円にしようとするものであります。

また、本荘地区の公共下水道事業において関係機関との協議に不測の日数を要したことなどから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

議案第44号集落排水事業特別会計補正予算については、施設維持管理費や事業費の精査などによる減額が主なもので、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ22億5,661万3,000円にしようとするものであります。

議案第45号簡易水道事業特別会計補正予算については、施設管理費及び施設整備事業費の精査による減額が主なもので、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ15億2,618万7,000円にしようとするものであります。

なお、芦川浄水場建設事業で平成20年度までの継続費を変更しようとするものであります。

議案第46号休養宿泊施設運営特別会計補正予算では、施設経費の精査による減額で、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ1億6,632万円にしようとするものであります。

議案第47号スキー場運営特別会計補正予算については、施設管理費の精査による減額と予備費の増額によるもので、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ1億4,464万6,000円にしようとするものであります。

議案第48号小友財産区特別会計補正予算及び議案第49号北内越財産区特別会計補正予算並びに議案第50号松ヶ崎財産区特別会計補正予算については、事務費の精査により積立金を追加するものであり、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ小友財産区特別会計は277万8,000円に、北内越財産区特別会計は2万3,000円に、松ヶ崎財産区特別会計は215万円にしようとするものであります。

議案第51号水道事業会計補正予算では、収益的収入において給水収益等640万9,000円を増額し、また、資本的収入においては企業債等1億6,141万7,000円を増額し、補正後の収入総額を21億6,663万9,000円にしようとするものであります。

一方、収益的支出において、委託料等610万6,000円を減額し、また、資本的支出において企業債償還金等6,921万7,000円を増額し、補正後の支出総額を27億7,248万8,000円にしようとするものであります。

議案第52号ガス事業会計補正予算では、収益的収入において消費税及び地方消費税還付金等212万1,000円を減額し、また、資本的収入において企業債等1億2,280万5,000円を減額し、補正後の収入総額を14億6,915万円にしようとするものであります。

一方、収益的支出において原料費等1,761万2,000円を増額し、また、資本的支出において工事請負費等1億3,201万8,000円を減額し、補正後の支出総額を16億7,536万円にしようとするものであります。

以上が補正予算の概要であります。

次に、議案第53号から議案第71号までの19件につきましては、各会計の平成20年度予算であります。

一般会計予算総額は、公債費負担適正化計画に基づき投資的新規事業を延伸及び継続事業の縮小などから、前年度当初比8.5%、44億円の減となる470億7,000万円となり、歳入の主なものでは自主財源の根幹をなす市税につきましては1億1,500万円ほどの増となる83億3,610万2,000円としたところであります。

また、地方交付税は普通交付税を実績ベースでの算定と地方税の偏在是正効果を活用した特別枠、地方再生対策費を見込み6.3%増、特別交付税は16.2%減とし、全体では4.5%、8億113万6,000円の増となる187億7,632万1,000円を見込んだところであります。

国・県支出金は79億2,632万5,000円とし、市債については合併特例債40億9,980万円、過疎債5億5,290万円など67億9,060万円を、さらにその他財源を見込んで、なお不足する財源については財政調整基金から2億6,000万円の取り崩しを行い、財源調整を図ったところであります。

次に、国民健康保険特別会計や平成20年度から新設となる後期高齢者医療特別会計など16特別会計の予算総額は194億6,655万3,000円となり、ガス・水道事業の企業会計は予算総額で41億7,988万8,000円となっております。

これら一般会計、特別会計、企業会計を合わせた予算総額は707億1,644万1,000円となり、前年度比16.4%の減となるものであります。

なお、予算の概要につきましては、さきに配付しております予算の概要をご参考にしていただきたいと思います。

以上が、第1回市議会定例会に提出しました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） これにて施政方針並びに提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第7号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第7号については、質疑、討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第7号については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第4、議案第7号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、直ちに採決いたします。本案については、異議ないものと決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本案は、異議ないものと決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第5、これより先決を要する提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日提出されました議案のうち、議案第22号由利橋迂回路橋設置事業仮橋設置工事請負契約の締結について及び議案第23号道路災害復旧工事請負契約の締結についての2件に対する質疑の通告については、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時18分 休 憩

午前11時19分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第22号由利橋迂回路橋設置事業仮橋設置工事請負契約の締結について及び議案第23号道路災害復旧工事請負契約の締結についての2件を一括議題とし、質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第6、先決を要する提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、建設常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時20分 休 憩

午後 1時18分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（井島市太郎君） これより議案第22号及び議案第23号の2件を一括上程し、日程第7により委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

建設常任委員長の報告を求めます。3番佐々木勝二君。

【建設常任委員長（佐々木勝二君）登壇】

建設常任委員長（佐々木勝二君） 建設常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

本日、当常任委員会に審査付託になりました案件は契約締結2件であります。円滑に事業を推進するため先決を要する議案となったものであります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、主な内容と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第22号由利橋迂回路橋設置事業仮橋設置工事請負契約の締結についてで

ありますが、これは平成19年度から20年度までの継続事業であります由利橋迂回路橋設置事業に伴う仮橋設置工事につきまして、10者による指名競争入札の結果に基づき、契約金額2億8,021万4,550円で株式会社浅沼組秋田営業所長と工事請負契約を締結しようとするものであります。

この設置工事内容は、約35メートルのH型鋼材80本を深さ25メートルから35メートルの支持層に打ち込み、橋長196.16メートル、幅員8メートルの仮橋を設置するもので、その工期は平成21年3月19日までとなっているものであります。

なお、国の工事許可により、実際に工事施工できる期間は本年10月1日から来年3月末までの6カ月間と制限されており、安全で確実な工事施工をこの短期間において行うため、契約後、早急に請負業者と施工計画を協議したいとしており、本日議決を得たいとのことであります。

次に、議案第23号道路災害復旧工事請負契約の締結についてであります。これは一昨年12月に発生しました市道山内畑村線の地すべり災害の復旧工事につきまして、21者による指名競争入札の結果に基づき、契約金額2億4,990万円で村岡建設工業株式会社代表取締役と工事請負契約を締結しようとするものであります。

この復旧工事内容は、延長188メートル、幅員5.5メートルから8メートルを吹付枠7,515平方メートル、植生吹きつけ7,940平方メートル、舗装工1,240平方メートルなどを施工するもので、その工期は平成20年3月28日までとなっておりますが、連携を取りながらの工事となる秋田県施工の石沢川河川災害復旧工事の工期が本年11月末となっており、この工事も本年11月末に工期延長する予定とし、他の災害復旧工事を含む繰越明許費の補正予算が今期定例会に提案されております。

なお、本工事は、さきに申し上げました県の施工する工事と密接に関連するもので、早急に県と施工協議を整え、一体性のある効率的な工事施工を期すため、本日議決を得たいとのことであります。

以上、ご報告いたしました2件の契約案件は、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 以上で建設常任委員長の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 日程第8、議案第22号由利橋迂回路橋設置事業仮橋設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。4番小杉良一君。

【4番（小杉良一君）登壇】

4番（小杉良一君） 議案第22号由利橋迂回路橋設置事業仮橋設置工事請負契約の締結について、建設常任委員長にお尋ねいたします。

委員長報告によりますと、契約金額2億8,021万4,550円で株式会社浅沼組秋田営業所長と工事請負契約を締結しようとするものだというふうにご報告があったわけですが、その委員会の資料によりますと落札率80%で4社が税抜きの金額にしますと2億6,687万1,000円、全く同額の入札という形になっているようです。株式会社浅沼組の秋

田営業所と株式会社奥村組東北支店、株式会社銭高組東北支店、鉄建建設株式会社東北支店、この4社が全く同額の札を入れたことになり、その結果、地方自治法施行令第167条の9によって、くじによって浅沼組に決定になったという、そういういきさつのようなのですが、由利本荘市の場合、入札の際に予定価格を公開していることですから、あるいはこういうことが間々あることなのかもしれませんけれども、あまりに4社も同額ということにちょっと疑義といいますか疑問を感じざるを得ません。この由利橋については、私どもにとってもかつてから本荘市のいわば顔的橋、思い入れのある橋で、これを老朽化から架け替えしなければいけないという、かなりせっぱ詰まってきた状態だということはわかるのですが、また一面、市民の中には仮橋でなく本橋にしてもよかったのではないのか、今さらこれは言ってもどうしようもないことなんですけれども、やはり財政難の中です。仮橋に2億8,000万円もかけるのかという、わかっていながら釈然としない、そういう思いもあるわけです。そういう中でこういう入札が行われたということに対して、市民に対して明解な説明責任というものが我々議会にも迫られると思いますので、その点に対する考え方、委員会の中でどういう議論がなされたのかということをお尋ねしたいと思います。

また、この仮橋は本橋が完成した後は当然壊されることになります。この仮橋をリースによって仮橋をやるという方法もありますし、今回のように自前で仮橋をつくるということでこういう建設になっているわけですが、リースとの比較はどうだったのか。それと、最終的にそれを解体するわけですが、解体後には、解体においてまた予算が当然かかってくるのだと思いますし、その解体した資材、橋脚だとか仮橋上部、あるいは覆工板、特に覆工板なんかは1,500トン以上もの鋼材があるわけで、こういうものを最終的には処分するに当たっては収入も見込めるかだと思います。そういう面でリースと、こういう自前でやった場合との比較、どの程度プラスという考え方でこういう方法をとることになったのか、そこら辺の判断の裏づけをお尋ねしたいと思います。

以上、質問いたします。

議長（井島市太郎君） 建設常任委員長の答弁を求めます。

【建設常任委員長（佐々木勝二君）登壇】

建設常任委員長（佐々木勝二君） 小杉良一議員の質問にお答えをいたしますが、まずこの由利橋の仮橋の件についての質疑でございましたけれども、まず話、前後になりますけれども、最初に由利橋の迂回路橋の設置工事については、私どもも委員会の中で、本日の委員会でもかなり時間を割きまして質問が当局側に出されております。ただ、12月議会でこの由利橋の必要性に関しましては議案として終結しておりますが、再度新しい委員会になりましたので、その点でも再度、きょうも各委員から質疑がなされてちょっと時間がかかったような経緯がございますが、その中でなぜその迂回路をつくってやらなければいけないかということでありまして、これはいろいろ仮橋設置のための昔からその委員会がございまして、架替検討委員会、そういった委員会がございまして、平成18年度からずっとこのことにつきましては委員会の中で検討されたと同っております。委員のお名前は省略することとしまして、結局、仮橋は必要であろうというふうな結論に基づきまして仮橋による迂回路橋をつくるというふうなことであります。

さらにまた、この現由利橋は本荘地区と石脇地区を結ぶ重要な路線と位置づけられておりますし、このまま別の本橋をすぐ作製するに当たっては、その検討委員会の中でも5ルートの橋を検討したそうでございますが、最終的に現由利橋の隣に迂回路橋をつくるというようなことでまとまったような趣旨を伺っております。この現在の重要路線になりますこの由利橋は、路線バスが1日86台が通過するとか、それから自動車の交通量が6,500台、1日ですね。あと通学路、由利工業高校、あるいは由利高校、本荘高校の学生の皆さんが通学するという。あるいはまた日常の通勤、買い物客としての歩行者300人とか、自転車の通行台数が100人は利用すると、いろいろさまざまあります。加えて、ライフラインも今の由利橋にぶら下がっておりますが、多数添架されておまして、電力、あるいは電話、天然ガス、水道、そういったものが現由利橋にあります。それで、もしこれを本橋としてやるということになりますと、さらにまたこの添架するものを別に橋をつくってやらなければいけないということで、大体その費用に関しましては2億円とも3億円ともかかるというふうな話を伺っておりました。

以上のような観点から、今回の迂回路橋というものを設置することに同意した、協議してこれは12月の委員会の中でもこの件につきましても同意したというふうなことでなっております。

それから、入札の件につきまして、国のA級建設業者でございますけれども、4社が同じ入札金額となったと。そしてその落札につきましては4社のうち、くじによって決めたということで、この件につきましても私も報告は受けております。ただ、この件につきましても委員会の中で落札率が80%というふうなことで、非常にこれまでの由利本荘市の建設にかかわる入札につきましては、大体が90%以上の落札率というふうなことでありまして、意外とこの落札率の80%に関して、非常に低入札率でよかったなというふうな声も上がっておりましたが、くじによって決めたことに関しまして委員会の中では、これがどういうわけでこの4社と一緒に同時の入札金額になったのかなということについては、委員会の中では何も質問することがありませんでした。ただその落札率についてのみ委員会で質疑、あるいは話し合われた経緯がございます。

あとそれから、3点確かありましたけれども、もう1点は...リースの件につきましては、この件につきましても話がございました。いろいろこれも国のA級の建設業者による特殊な内容でもって、後々その買い取りじゃなくてリースでやってもよかったのではないかなということでございました。この意見も当然ありましたけれども、この後、リースの場合と、それから買い取りの場合、買い取りといいますか本工事の場合とどう違うのかということで、およそ負担割合が...記憶によりますと8,000万円くらい、もしかすれば数字違ってはいますが、そのような話し合いも行われたということで、再質疑あったときに今調べましてお答えしたいと思います。

以上でございます。

すいません、つけ加えておきます。入札の落札価格80%というのは、最初から最低制限価格と当局から説明がありましたことを申し伝えておきます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 4番小杉良一君、再質疑ありませんか。

4番（小杉良一君） 今、リースとの比較について今調べればわかるということでした

ので、調べてお答え願いたいと思いますし、それと、実際に、最後に解体する費用、あるいは覆工板なんかを売却する、そういった収入、最終的にどの程度の差し引き、そこら辺の違いになるのか、そこら辺もしわかったらお知らせ願いたいと思います。

議長（井島市太郎君） 建設常任委員長の答弁を求めます。

建設常任委員長（佐々木勝二君） 小杉議員の再質問にお答えします。

解体する費用は5,000万円というふうな数字が出ております。

なお、その解体して、その部材との比較といいますか、どっかに使うとか、それから再度利用できるかという件につきましては、委員会の中では質問はございませんでした。

以上です。

議長（井島市太郎君） 4番小杉良一君、再々質疑ありませんか。

4番（小杉良一君） リースとの比較は、数字はつかんでないんですか。

議長（井島市太郎君） 委員長の答弁を求めます。

建設常任委員長（佐々木勝二君） 再々質問にお答えしますが、そのリースとの、期間の問題もあるでしょうけれども、いずれその内容については委員会の中では話はございません。

以上です。

議長（井島市太郎君） ほかに質疑ありませんか。21番佐藤議司君。

【21番（佐藤議司君）登壇】

21番（佐藤議司君） 議案の第22号について質問いたします。

ただいまの小杉議員の質問で大体わかりましたけれども、ただ、これはまず先決の議案についての質問でございます。

緊急を要する議案ということでありましたけれども、委員長の報告からでは、実際の工期は10月1日から3月31日までとなっております。きょうの議会の開会で3月19日までが会期でございます。それに対して安全な工事施工のためにこの短期間にやるという説明でございましたけれども、一般的に考えまして、この会期内の委員会で慎重に審議してもいい事項であると思います。この報告書の中では、請負業者と施工計画を協議したいとなっております。ということは、当然この議会内の3月19日以内に何回かの協議はすることだと思っております。それに対して私がお聞きしたいのは、まず契約をいつにするか、それから3月19日までの間に市が施工業者と何回程度どのような協議をするのかお尋ねします。

議長（井島市太郎君） 建設常任委員長の答弁を求めます。

【建設常任委員長（佐々木勝二君）登壇】

建設常任委員長（佐々木勝二君） 佐藤議司議員の質問にお答えいたします。

まず、先決を要するというようなことで委員長報告にもその理由を報告しておりますが、議案の内容では本議会が終わってからでもいいのではないかとということでございましたけれども、実際に本日の委員会の中で十分な審議を行っております。予定を上回るような時間をかけまして慎重審議した内容でございます。したがって、本議会中の期間というものは、きょうであっても、あるいは委員会の中でも、私たち委員の中で十分にきょうは審議しておりますので、先決でなくてもよいのではないかと

うよりも、今回、なぜ先決でなきゃいけないのかという理由につきましては、委員会の中では討論ありませんでしたけれども、きょうの先決を要するというような部分を差し引いても十分な審議、審査はしておる委員会でございます。

あとその以下のものにつきましては、委員会の中では質疑ございませんでしたので、以上ご報告申し上げます。

議長（井島市太郎君） 21番佐藤譲司君、再質疑ありませんか。

21番（佐藤譲司君） 審議しないということでありましたけれども、ただ私が聞きたかったのは、早急に請負業者と協議をしなければだめだ、いけないということできょうの先決でございましたけれども、ということは当然、今の会期内では間に合わないという考えのもとに先決だと思います。それに対して19日までの間にどういう協議をするのか話をしたかということと、いつ契約するかということ、この2点お尋ねします。

議長（井島市太郎君） 建設常任委員長の答弁を求めます。

建設常任委員長（佐々木勝二君） ただいまの2点につきまして委員会の中では、その先決を要する部分と、それからいつから契約するということについての質疑はございませんでした。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 21番佐藤譲司君、再々質疑ありませんか。

21番（佐藤譲司君） ありません。

議長（井島市太郎君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第9、議案第23号道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明22日は議案調査のため休会、23日、24日は休日のため休会、25日から29日までは議案調査のため休会、3月1日、2日は休日のため休会、3日は議案調査のため休会、4日午前9時30分より本会議を開催し、会派代表質問を行います。

なお、会派代表質問、一般質問の通告は2月25日午前11時まで、提出議案に対する質疑の通告は3月5日午後1時まで、議会事務局へ提出していただきます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 1時48分 散 会